

## E 関係規程等



# 目 次

1	航空法(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	E-1
2	航空法施行規則(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱・・・・・・・・	6
4	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目・・・・・・・・	11
5	大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定及び実施細目・・・・・・・・	24
6	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定・・	32
7	ヘリコプターの運用に関する覚書・・・・・・・・・・・・・・・・	34
8	青森県と青森及び八戸海上保安部との青森県防災ヘリコプター緊急出動要請に関する覚書	37
9	大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定・・・・・・・・	41
10	救急活動における防災ヘリとドクターヘリの基本的運航指針・・・・・・・・	47

# 1 航空法（抜粋）

（昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号）

最終改正：令和二年六月二十四日公布（令和二年法律第六十一号）

## （この法律の目的）

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

2～11 略

12 この法律において「航空交通管制区」とは、地表又は水面から二百メートル以上の高さの空域であつて、航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

13 この法律において「航空交通管制圏」とは、航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される国土交通大臣が告示で指定する空港等並びにその付近の上空の空域であつて、空港等及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

14 この法律において「航空交通情報圏」とは、前項に規定する空港等以外の国土交通大臣が告示で指定する空港等及びその付近の上空の空域であつて、空港等及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

15 この法律において「計器気象状態」とは、視程及び雲の状況を考慮して国土交通省令で定める視界上不良な気象状態をいう。

16 この法律において「計器飛行」とは、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行なう飛行をいう。

17 この法律において「計器飛行方式」とは、次に掲げる飛行の方式をいう。

一 第十三項の国土交通大臣が指定する空港等からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する空港等への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通管制圏又は航空交通管制区において、国土交通大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

二 第十四項の国土交通大臣が指定する空港等からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する空港等への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通情報圏（航空交通管制区である部分を除く。）において、国土交通大臣が定める経路により、かつ、第九十六条の二第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報を常時聴取して行なう飛行の方式

三 第一号に規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

### (耐空証明)

第十条 国土交通大臣は、申請により、航空機（国土交通省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。）について耐空証明を行う。

### (耐空証明の有効期間)

第十四条 耐空証明の有効期間は、一年とする。但し、航空運送事業の用に供する航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

### (機長の権限)

第七十三条 機長（機長に事故があるときは、機長に代わつてその職務を行なうべきものとされている者。以下同じ。）は、当該航空機に乗り組んでその職務を行う者を指揮監督する。

### (出発前の確認)

第七十三条の二 機長は、国土交通省令で定めるところにより、航空機が航行に支障がないことその他通航に必要な準備が整っていることを確認した後でなければ、航空機を出発させてはならない。

### (離着陸の場所)

第七十九条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

### (飛行の禁止区域)

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

### (最低安全高度)

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

### (捜索又は救助のための特例)

第八十一条の二 前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

### (爆発物等の輸送禁止)

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではならない。

### (物件の曳航)

第八十八条 航空機による物件の曳航は、国土交通省令で定める安全上の基準に従つて行わなければならない。

### (物件の投下)

第八十九条 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

### (計器気象状態における飛行)

第九十四条 航空機は、計器気象状態においては、航空交通管制区、航空交通管制圏又は航空交通情報圏にあつては計器飛行方式により飛行しなければならない、その他の空域にあつては飛行してはならない。ただし、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合又は国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

### (飛行計画及びその承認)

第九十七条 航空機は、計器飛行方式により、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏に係る空港等から出発し、又は航空交通管制区、航空交通管制圏若しくは航空交通情報圏を飛行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 航空機は、前項の場合を除き、飛行しようとするとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報しなければならない。ただし、あらかじめ飛行計画を通報することが困難な場合として国土交通省令で定める場合には、飛行を開始した後でも、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報することができる。

3 第一項又は前項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機は、第九十六条第一項の国土交通大臣の指示に従うほか、飛行計画に従つて航行しなければならない。ただし、通信機の故障があつた場合において国土交通省令で定める方法に従つて航行するときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機は、航空交通管制区、航空交通管制圏又は航空交通情報圏において航行している間は、国土交通大臣に当該航空機の位置、飛行状態その他国土交通省令で定める事項を通報しなければならない。

### (到着の通知)

第九十八条 前条の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機の機長は、当該航空機が飛行計画で定めた飛行を終つたときは、遅滞なく国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

## 2 航空法施行規則（抜粋）

（昭和二十七年七月三十一日運輸省令第五十六号）

最終改正：令和二年十二月二十三日公布（令和二年国土交通省令第九十八号）

### （計器気象状態）

- 第五条 法第二条第十五項の国土交通省令で定める視界上不良な気象状態は、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ当該各号に掲げる気象状態（以下「有視界気象状態」という。）以外の気象状態とする。
- 二 三千メートル未満の高度で飛行する航空機（次号及び第四号に掲げる航空機を除く。）次に掲げる航空機の区分に応じそれぞれに掲げる気象状態
- イ 航空交通管制区（以下「管制区」という。）、航空交通管制圏（以下「管制圏」という。）又は航空交通情報圏（以下「情報圏」という。）を飛行する航空機、次に掲げる条件に適合する気象状態
- （1）飛行視程が五千メートル以上であること。
  - （2）航空機からの垂直距離が上方に百五十メートル、下方に三百メートルである範囲内に雲がないこと。
  - （3）航空機からの水平距離が六百メートルである範囲内に雲がないこと。
- ロ 管制区、管制圏及び情報圏以外の空域を飛行する航空機、次に掲げる条件に適合する気象状態
- （1）飛行視程が千五百メートル以上であること。
  - （2）航空機からの垂直距離が上方に百五十メートル、下方に三百メートルである範囲内に雲がないこと。
  - （3）航空機からの水平距離が六百メートルである範囲内に雲がないこと。
- 三 管制区、管制圏及び情報圏以外の空域を地表又は水面から三百メートル以下の高度で飛行する航空機（次号に掲げる航空機を除く。）次に掲げる条件に適合する気象状態（他の物件との衝突を避けることができる速度で飛行するヘリコプターについては、イに掲げるものを除く。）
- イ 飛行視程が千五百メートル以上であること。
- ロ 航空機が雲から離れて飛行でき、かつ、操縦者が地表又は水面を引き続き視認することができること。
- 四 管制圏又は情報圏内にある空港等並びに管制圏及び情報圏外にある国土交通大臣が告示で指定した空港等において、離陸し、又は着陸しようとする航空機 次に掲げる条件に適合する気象状態
- イ 地上視程が五千メートル（当該空港等が管制圏内にある空港等であつて国土交通大臣が告示で指定したものである場合にあつては、八千メートル）以上であること。
- ロ 雲高が地表又は水面から三百メートル（当該空港等がイの国土交通大臣が告示で指定したものである場合にあつては、四百五十メートル）以上であること。

### （有視界飛行方式）

第六条の二 有視界飛行方式とは、計器飛行方式以外の飛行の方式をいう。

### （飛行場以外の場所において離着陸ができる航空機）

第七十二条 法第七十九条の規定により、国土交通省令で定める航空機は、滑空機をいう。

第七十二条の二 法第七十九条ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
- 三 離陸し、又は着陸する日時及び場所（当該場所の略図を添付すること。）
- 四 離陸し、又は着陸する理由
- 五 事故を防止するための措置
- 六 飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び径路を明記すること。）
- 七 操縦者の氏名及び資格
- 八 その他参考となる事項

#### （最低安全高度）

第七十四条 法第八十一条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

- 一 有視界飛行方式により飛行する航空機にあつては、飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び次の高度のうちいずれか高いもの
  - イ 人又は家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心として水平距離六百メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から三百メートルの高度
  - ロ 人又は家屋のない地域及び広い水面の上空にあつては、地上又は水上の人又は物件から百五十メートル以上の距離を保つて飛行することのできる高度
  - ハ イ及びロに規定する地域以外の地域の上空にあつては、地表面又は水面から百五十メートル以上の高度
- 二 計器飛行方式により飛行する航空機にあつては、告示で定める高度

#### （最低安全高度の飛行の許可）

第七十五条 法第八十一条但書の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
- 三 飛行計画の概要（飛行の目的、日時、径路及び高度を明記すること。）
- 四 最低安全高度以下の高度で飛行する理由
- 五 操縦者の氏名及び資格
- 六 同乗者の氏名及び同乗の目的
- 七 その他参考となる事項

#### （捜索又は救助のための特例）

第七十六条 法第八十一条の二の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- 一 国土交通省、防衛庁、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて捜索又は救助を任務とするもの
- 二 前号に掲げる機関の依頼又は通報により捜索又は救助を行なう航空機
- 三 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第五条第一項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であつて救助を業務とするもの

### 3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和61年	5月30日	消防救第	61号
改正	平成4年	3月23日	消防救第	39号
改正	平成5年	3月26日	消防救第	36号
改正	平成5年	5月14日	消防救第	66号
改正	平成6年	4月1日	消防救第	45号
改正	平成7年	6月12日	消防救第	83号
改正	平成8年	6月28日	消防救第	127号
改正	平成8年	11月7日	消防救第	244号
改正	平成9年	3月19日	消防救第	67号
改正	平成10年	3月31日	消防救第	47号
改正	平成11年	3月26日	消防救第	68号
改正	平成12年	7月26日	消防救第	202号
改正	平成12年	12月25日	消防救第	316号
改正	平成21年	3月23日	消防応第	97号
改正	令和2年	7月17日	消防広第	190号

#### 1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

#### 2 用語の定義

##### (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

##### (2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

##### (3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

##### (4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

#### 3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防

機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

#### 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
- (3) 救助出場  
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場  
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場  
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

#### 5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

#### 6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
  - ① 応援側市町村
  - ② 要請者・要請日時
  - ③ 災害の発生日時・場所・概要
  - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

#### 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

#### 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

#### 9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

#### 10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

#### 11 広域航空消防応援の始期及び終期

(1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

(3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

#### 12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

(1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認められたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

#### 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

(1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。

#### 14 要請側都道府県の措置等

(1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

(2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

#### 15 応援側市町村等の届出

(1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代える

ことができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

#### 16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

#### 17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

#### 18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

#### 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

## 4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

	昭和61年	5月30日	消防救第	61号
改正	平成4年	3月23日	消防救第	39号
改正	平成5年	3月26日	消防救第	36号
改正	平成5年	5月14日	消防救第	66号
改正	平成6年	4月1日	消防救第	45号
改正	平成7年	6月12日	消防救第	83号
改正	平成8年	6月28日	消防救第	127号
改正	平成8年	11月7日	消防救第	244号
改正	平成9年	3月19日	消防救第	67号
改正	平成10年	3月31日	消防救第	47号
改正	平成11年	3月26日	消防救第	68号
改正	平成12年	7月26日	消防救第	202号
改正	平成12年	12月25日	消防救第	316号
改正	平成15年	3月31日	消防救第	77号
改正	平成17年	12月20日	消防応第	35号
改正	平成21年	3月23日	消防応第	97号
改正	令和2年	7月17日	消防広第	190号

### 1 目的

この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）

第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手續等の細部事項について定めるものとする。

### 2 用語の定義

#### (1) 要請側市町村

要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。

#### (2) 要請側都道府県

要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。

#### (3) 応援側市町村

要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。

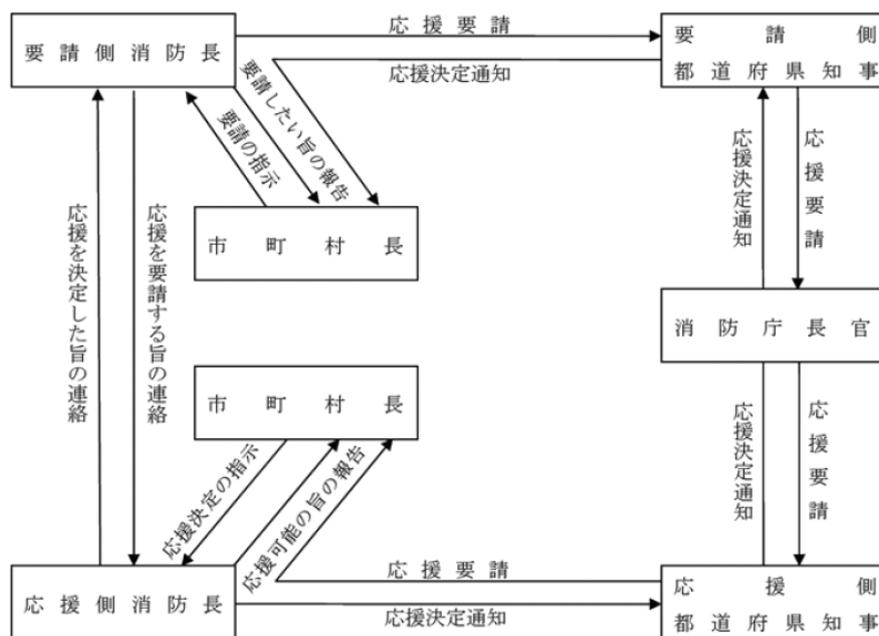
#### (4) 応援側都道府県

要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

### 3 広域航空消防応援の要請手續

(1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手續きの順序は、次図のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1（⑧から⑱までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。

4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
  - ② 燃料の補給体制
  - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
  - ④ 離発着場への職員の派遣
  - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
  - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
  - ⑦ その他必要と認める事項

(2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 要綱第 1 3 項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
- ② 昼間、夜間における連絡体制
- ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
- ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助

(2) 要綱第 1 4 項第 2 号に定める必要事項は、前号の①とし、様式 3 により届け出るものとする。

(3) 前号の届出は、毎年 1 2 月に見直しを行い、1 2 月 1 5 日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

#### 7 事故時の連絡等

(1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。

- ① 人の死傷を伴う事故
- ② 航空機の重大な損傷事故
- ③ 救難対策を必要とする事故

(2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。

(3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

#### 8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

(1) 要綱第 1 5 項第 1 号及び第 2 号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式 4
- ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式 5
- ③ 救助器具 様式 6

(2) 前号の届出は、毎年 1 2 月に見直しを行い、1 2 月 1 5 日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

#### 9 消防庁長官の情報提供

(1) 要綱第 1 6 項第 1 号に定める情報提供は、様式 3 によるものとする。

(2) 要綱第 1 6 項第 2 号に定める情報提供は、様式 6 及び様式 7 によるものとする。

#### 10 経費の支払方法

要綱第 1 7 項に定める応援に要した経費の支払方法については、次の各号による。

(1) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後 1 4 日以内に当該応援に要したに定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。

(2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから 7 日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。

(3) 要請側市町村は、第 1 号の通知があつた日から 9 0 日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式1

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防本部連絡者	要請側都道府県連絡者	消 防 庁	応援側都道府県連絡者	応援側消防本部連絡者

① 応援側 市 町 村 名	
② 要請者職・氏名	消防本部消防長  市 町 村 長
③ 要 請 日 時	年 月 日 時 分
④ 災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 (要請時に災害発生日時が判明していない場合は覚知日時を記入)
⑤ 災 害 発 生 場 所	
災 害 の 概 要	
⑥ 応 援 の 種 別	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援
活 動 拠 点	①定置場 ②離発着場
⑦ 応 援 の 概 要	
⑧ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 応 援 資 機 材	

⑨ 離着陸可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑩ 給油体制	給油の可否	可・否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現場最高指揮者 職.氏名.無線局名		
⑫ 離発着場における 資機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及び へりの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対する 応援へり要請状況		
⑮ 気象の状況	天候 ( ) 風向 ( ) 風力 ( m/s) 視界 ( m)	
⑯ へりの誘導方法		
⑰ 要請側消防本部 連絡先		
⑱ その他		

## 離着陸場調査表

離着陸場名				公共用 非公共の別	
所在地	地名・地番				
	座 標		北緯		東経
	所有者又は 管理者	住所			電話番号
		氏名			職 業
土地の 状 況	長 さ ・ 幅				
	勾 配		縦断勾配		横断勾配
	表 面				
	散水の必要性				
恒 風 方 向					
付近障害物の状況					
離発着場との連絡方法					
給 油 体 制		給油の可否			
		給油用法			
応援航空部隊と要請側 消防本部との連絡方法					
その他参考事項					

離発着場位置図 (1 / )	離発着場位置図 (1 / )
1 / 50,000	1 / 10,000
離発着場見取図 (恒風方向を矢印のこと)	
1 / 3,000	



ヘリの性能・活動可能地域調査表

消防本部名又は都道府県名			
機 種			
機 名			
機体	製 造 会 社 名		
	型 式		
	全 長 ( m )		
	主回転翼直径 ( m )		
座席数	乗 務 員 ( 人 )		
	旅 客 ( 人 )		
重量	全 備 重 量 ( kg )		
	空 虚 重 量 ( kg )		
	有 効 搭 載 量 ( kg )		
エン ジン	製 造 会 社		
	型 式		
	基 数		
性能	最大速度 ( km / h )		
	巡航速度 ( km / h )		
	航 続 距 離 ( km )		
	航 続 時 間 ( h )		
	実用上昇速度 ( m )		
	耐風性能 ( m / s )		
燃料	使 用 燃 料		
	タンク容量 ( l )		
	増槽タンク容量 ( l )		
	消 費 量 ( l / h )		
装置	カーゴスリング ( kg )		
	ホ イ ス ト ( kg )		
	タ ン カ ( 人 分 )		
	照 明 装 置 の 性 能		
	他 の 主 な 装 置		

使用可能な無線波 (消防・航空すべて)		
全備重量から、予備飛行時間30分を差し引いて算出した航続距離(時間) 【航空隊基地を拠点】	km (時間分)	km (時間分)
上記航続距離によりカバー可能な都道府県名 【各都道府県管轄航空隊基地を拠点】		

- (注) 1 全長——主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ  
2 旅客等——最大座席数から2名を差し引いた数  
3 巡航速度——全備重量での標準大気中の高速巡航速度  
4 航続距離——巡航速度による航続距離(標準燃料タンク使用、残燃料なし)  
5 航続時間—— “ 航続時間 ( “ “ )

様式5

特別救助隊等一覧

項 目	隊 員 数	消 防 本 部 名
特 別 救 助 隊	名	
水 難 救 助 隊	名	
山 岳 救 助 隊	名	

(注) ヘリを保有する都道府県が当該ヘリを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、ヘリによる迅速な応援出動を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意すること。

様式6

救 助 器 具 等 一 覧

< 救助用器具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

< 水難救助用器具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

< 山岳救助用器具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

(注) サイズについては救助器具が収納されている状態で計測したものを記載すること。



## 5 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定及び実施細目

### 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

#### (趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」）という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

#### (カバー（支援）県の設置)

第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

#### (ブロック間応援)

第4条 全国協定第9条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8道県協定実施細目で定めるものとする。

#### (幹事県の役割)

第5条 全国協定第4条第1項に規定する幹事県は、8道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請

(2) 全国協定第9条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

#### (連絡調整員の派遣)

第6条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

#### (応援の内容)

第7条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

#### (応援の要請)

第8条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

#### （応援の自主出動）

第9条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

#### （応援経費の負担）

第10条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

#### （ブロック間応援におけるカバー（支援）県）

第11条 複数道県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

#### （資料の交換）

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

#### （連絡会議の設置）

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

#### （準用）

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

#### （その他）

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

## 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

### (カバー（支援）県)

第3条 協定第3条に規定するカバー（支援）県は、別表2のとおりとする。

### (ブロック間応援)

第4条 協定第4条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表3により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

### (幹事県)

第5条 協定第5条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

### (応援の内容)

第6条 協定第7条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

### (ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第7条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第8条 協定第6条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第9条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第10条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第11条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第13条 応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
  - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
  - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
  - (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
  - (5) 施設の提供については、借上料
  - (6) 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前2項の規定により難しいときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費負担の協議)

第14条 協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認める

ときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

(資料の交換)

第15条 協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

(連絡会議の開催)

第16条 協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

(協定の見直し)

第17条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細則は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細則は、これを廃止する。

別表 1

## 連絡担当部局

道県名	部局名	課 名	無線電話	通常時の連絡先		災害対策本部等の 体制時の連絡先
				N T T 電話（直通）	夜間・休日の連絡先	
北海道	総務部 危機対策局	危機対策課	01-11	011-204-5008（防災） 011-204-5014（国民保護） F A X 011-231-4314	同左又は011-231-3398 （当直室）	011-204-5007 F A X 011-231-4314
青森県	危機管理局	消防保安課	02-221	017-734-9088（防災） 017-734-9089（国民保護） F A X 017-722-4867	同左（夜間休日常駐員から当番職員へ連絡）	017-773-6866 F A X 017-773-6921
岩手県	総務部	総合防災室	03-16	019-629-5155（防災及び国民保護） F A X 019-629-5174	同左（宿日直職員から当番職員へ連絡）	019-629-5155 F A X 019-629-5174
宮城県	総務部	危機対策課	04-8-2375	022-211-2375（防災） 022-211-2382（国民保護） F A X 022-211-2398	同左又は022-211-3161 （防災センター警備員から当番職員へ連絡）	022-211-2375 F A X 022-211-2398
秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4563（防災） 018-860-4562（国民保護） F A X 018-824-1190	同左	018-860-4500 F A X 018-860-4530
山形県	環境エネルギー一部 危機管理・くらし安心局	危機管理課	06-531	023-630-2231（防災） 023-630-2654（国民保護） F A X 023-633-4711	同左又は023-630-2754 （宿日直職員から当番職員へ連絡）	023-630-3142～3145 F A X 023-630-3140 3141
福島県	生活環境部	災害対策課	07-61	024-521-7194（防災） 024-521-7641（国民保護） F A X 024-521-7920	同左又は024-521-7821 （警備員から当番職員へ連絡）	024-521-1903 024-521-1907 F A X 024-521-1958
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-282-1638（防災） 025-282-1636（国民保護） F A X 025-282-1640	同左又は025-285-5511 （警備員から当番職員へ連絡）	025-282-1638（防災） 025-282-1636（国民保護） F A X 025-282-1640

別表 2

## カバー（支援）県

被災道県名	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表 3

## ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表 4

## 連絡協議会及び協定見直し当番道県のローテーション

順 番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

## 6 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における 北海道・東北8道県相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### (応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、道県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救急第61号消防庁次長通知）」の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

### (応援体制)

第3条 前条による応援要請は、各道県毎に他の道県に対して行うものとする。応援要請を受けた道県は、所掌事務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

### (応援活動の位置づけ)

第4条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第39条第1項による応援活動があったものとする。

### (応援要請の手続き)

第5条 応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより、下記事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高責任者の職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象情報
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

### (応援要請先)

第6条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口の名称」とする。

### (応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、応援側の長は、ヘリの応

援を要請側と協議のうえ中断することができる。

#### (応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて飛行場を出発したときから始まり、飛行場に帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリが飛行場以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

#### (応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高責任者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高責任者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動にあたって、前項に規定する現場の最高責任者と緊密な連絡を取るものとする。

#### (経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に関する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

#### (情報交換)

第11条 この協定に基づき道県は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

#### (その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、道県が協議して定めるものとする。

附則

#### (実施時期)

この協定は平成12年3月1日から実施する。

## 7 ヘリコプターの運用に関する覚書

青森県と青森県警察本部は、それぞれが保有するヘリコプターの運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

### (趣 旨)

第1 この覚書は、災害、遭難事故等における人命救助その他の救援活動を、迅速かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

### (相互協力)

第2 ヘリコプターの運用に関して、相互に協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害、遭難事故等における人命救助その他の救援活動における当該業務に係る職員の派遣並びこれらに付随する職員並びに資機材の輸送に関すること。
- (2) 災害、遭難事故等の情報交換及び出動調整に関すること。
- (3) ヘリコプターの定期点検整備時期の調整に関すること。
- (4) 電源車、特殊整備工具等の借用に関すること。
- (5) (1)の業務を遂行する上で必要な訓練のため、双方のヘリコプターに搭乗すること。

### (相互協力の条件)

第3 相互協力においては、本来の業務に支障がないと判断される場合に協力するものとする。

### (協力要請手続き)

第4 協力要請は、事前に「ヘリコプター協力要請書」(様式第1号)により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法で行い、事後速やかに「ヘリコプター協力要請書」を提出するものとする。

### (その他)

第5 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、第1の趣旨に基づき、それぞれ誠意をもって協議するものとする。

平成22年4月20日締結



11 傷病者輸送等の場合	傷病者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H. 年 月 日生) 住所 Tel 職業
	傷病名・症状 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者(医師名)等	
12 気象状況	天候 風向 風速 m/sec 気温 °C 視界 m 気象予警報 ( 警報・注意報)	
13 必要資機材		
14 持込資器材・電源		
その他必要な事項		

※以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

1 使用無線等	無線種別(全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日 ( ) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の手配	要手配・手配不要 L (ドラム缶 本)

相互搭乗隊員	氏名	年齢	才
	氏名	年齢	才

## 8 青森県と青森及び八戸海上保安部との青森県防災ヘリコプター緊急出動要請に関する覚書

青森県と青森及び八戸海上保安部は、青森県が保有する防災ヘリコプターの緊急出動要請に関し、次のとおり、覚書を締結する。

### (趣 旨)

第1 この覚書は、青森県沿岸海域で発生した海難事故等における人命救助活動を、青森県防災ヘリコプターを活用し、迅速かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (出動の基準)

第2 この覚書による青森県防災ヘリコプターの出動は、巡視船艇が接近困難な沿岸海域（漁具設置、遠浅な海水浴場）及び岩礁等が点在する海域で、ウォーターアクティビティ（スタンドアップパドルボート、ミニボート、水上オートバイ、シーカヤック等）及び遊泳者等による海難事故等が発生した場合とする。

なお、その他の海難事故の出動に関しては、必要に応じて青森県と青森又は八戸海上保安部間で調整するものとする。

### (出動の要請)

第3 緊急出動の要請は、海難事故等が発生した沿岸海域を管轄する海上保安部の警備救難課長が青森県危機管理局消防保安課長（以下「運航監督者」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、青森県防災ヘリコプター緊急出動要請書（様式第1号）の青森県防災航空センターへの送付により行うものとする。

ただし、特に緊急を要し、青森県防災ヘリコプター緊急出動要請書を提出するいとまのない場合は、電話その他の方法で要請することができることとし、後日、青森県防災ヘリコプター緊急出動要請書を提出するものとする。

3 前項の要請を受けた運航監督者は、その内容等を危機管理局長に報告する。

### (出動の決定)

第4 青森県防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）は、第3の要請を受けた場合には、事故概要及び気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、青森県防災航空隊隊長（以下「運航指揮者」という。）に必要な事項を指示しなければならない。併せて、運航責任者は、前項の出動の可否の結果を速やかに運航監督者に報告するものとする。

### (引継ぎ要領)

第5 対象者の引継ぎ場所は、原則として、要請元の海上保安部から指定された場所とする。ただし、当該場所への離着陸に支障がある場合、運航指揮者は、気象状況、周辺環境等を考慮し、防災ヘリコプター場外離着陸場を選定のうえ、要請元の海上保安部に進言する。

2 運航監督者は、必要に応じて離着陸場所を管轄する県内消防本部に協力を依頼するものとする。

### (報告)

第6 運航指揮者は、緊急運航を完了した場合には、青森県防災ヘリコプター緊急運航要領第6第3項の規定により、速やかに運航監督者に報告しなければならない。

(緊急運航不能時の対応)

第7 第3に定める出動の要請については、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定」に定める応援要請をすることができるものとする。

(その他)

第8 この覚書によりがたい事案が発生した場合は、別途、関係機関と協議し、決定するものとする。

上記覚書締結の証として本書3通を作成し、青森県危機管理局長、青森海上保安部長、八戸海上保安部長が押印のうえ、おのおの1通を保管する。

令和2年7月22日締結

青森県危機管理局長 貝 守 弘

青森海上保安部長 山下 雄一郎

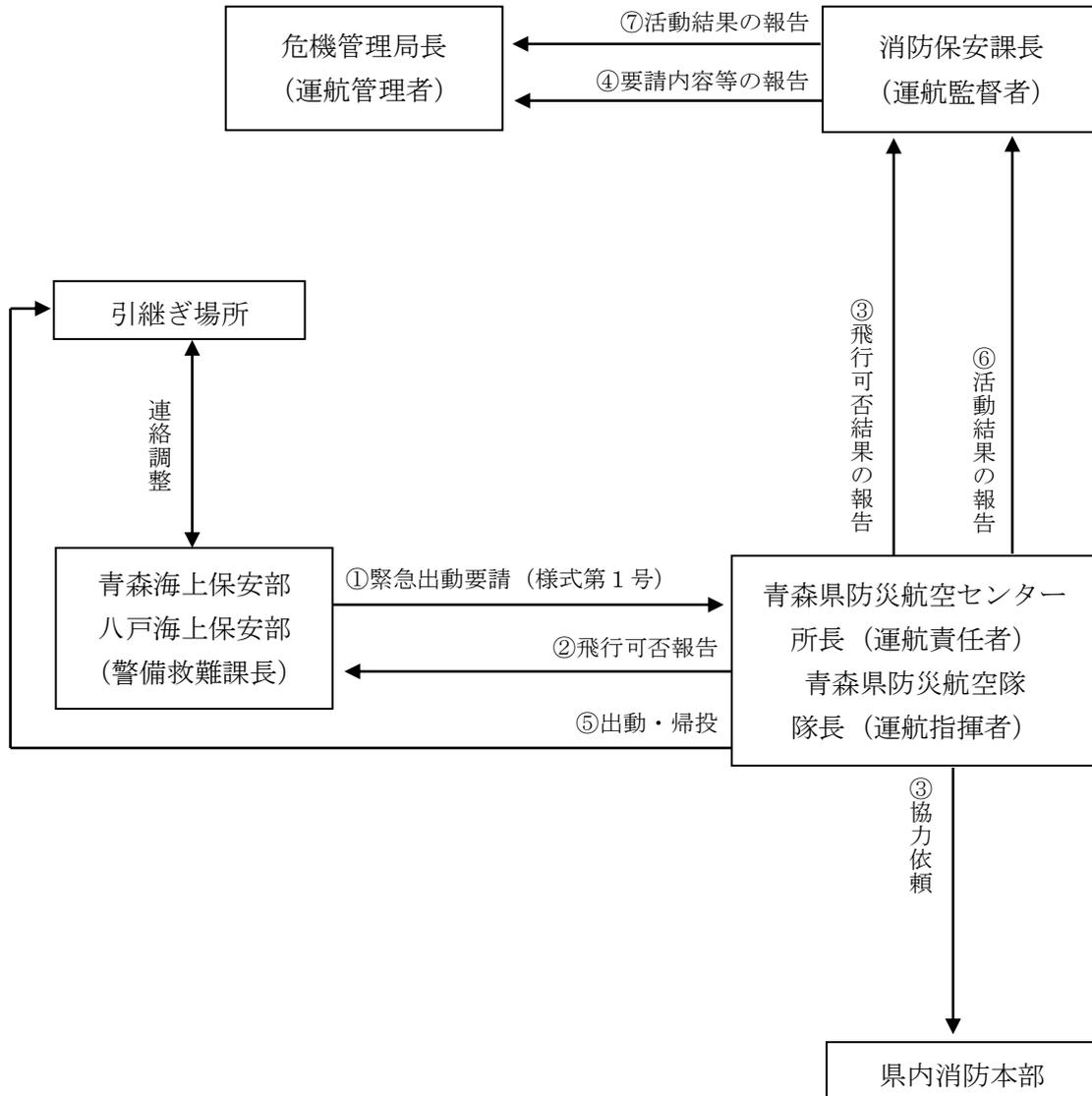
八戸海上保安部長 松川 勝紀

様式第1号

青森県防災ヘリコプター緊急出動要請書

1	要 請 機 関	青森海上保安部	八戸海上保安部	発信者											
2	要 請 の 内 容	捜索・救助・その他 ( )													
3	海上保安部覚知時間	令和	年	月	日 ( )	時	分								
4	要 請 時 間	令和	年	月	日 ( )	時	分								
5	発 生 場 所	(市・町・村)			北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒			
6	捜 索 ・ 救 助 の 場 合	対 象 者	氏名 (男・女) 歳 (T. S. H. R 年 月 日生)												
			住所 Tel 職業												
		対象者に係る 特記事項	服装等												
7	引 継 ぎ 場 所														
8	気 象 状 況	天候	風向	風速	m/ s	気温	℃	視程					m	気象予報 (	警報・注意報)
9	現場との連絡手段	無線等種別：防災相互波 158.350 MHz ・その他 MHz コールサイン等： 携帯電話等：													
10	その他必要な事項														

### 緊急出動に係る連絡体制



## 9 大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定

青森県内で大規模災害が発生した場合において、緊急消防援助隊航空部隊又は知事が要請した消防防災航空隊（以下、「応援航空部隊」という。）の応援を受けるとき、青森県防災航空隊及び応援航空部隊等が円滑に活動できるよう、青森県内の消防機関から航空支援のために青森県に派遣する青森県防災航空隊経験者（以下、「航空支援員」という。）の取扱い等に関して、青森県知事（以下、「知事」という。）と青森県内の関係市町長及び一部事務組合管理者（以下、「派遣消防機関」という。）との間で次のとおり協定する。

### （派遣対象災害）

第1条 知事が派遣消防機関に対して航空支援員の派遣を要請する災害は、次のとおりとする。

- （1）消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊が組織される大規模災害
- （2）その他知事が支援を要請する必要があると認める災害

### （派遣対象航空支援員）

第2条 航空支援員は、県内の消防機関に勤務する消防職員で、青森県防災航空隊員としての勤務経験があり、かつ、任期満了から6年以内の者とする。

- 2 派遣消防機関は、知事からの要請に基づき、毎年4月1日現在における航空支援員候補者の名簿（別紙様式1）を知事に対して提出するものとする。
- 3 前項の名簿に変更等が生じた場合においては、派遣消防機関は、速やかに知事に報告するとともに、前項の名簿を更新しなければならない。

### （派遣要請）

第3条 知事は、航空支援員の派遣を必要と認めた場合、派遣消防機関に対して別紙様式2により要請するものとする。

- 2 派遣消防機関は、知事から前項の要請を受けたときは、前条第2項の名簿の中から派遣する航空支援員を速やかに決定し、知事に対して別紙様式3により報告するものとする。
- 3 前2項の要請又は報告について、文書をもって行ういとまがないときは、電話又はその他の方法をもって行い、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 4 派遣人数については、知事が災害状況等を勘案の上、派遣消防機関と調整するものとする。

### （指揮）

第4条 航空支援員は、青森県防災航空隊長（以下、「隊長」という。）の指揮により活動するものとする。

### （活動内容）

第5条 航空支援員の活動内容は次のとおりとする。

なお、活動時の服装は、航空支援員の所属する各消防本部における活動服の上に航空支援員であることを明示したベスト等を着用するものとする。

- （1）青森県防災航空センター（以下、「センター」という。）内での関係機関等との連絡調整及び航空機運用等に係る情報収集等

- (2) センター等における航空機の出動準備、離着陸誘導等
- (3) 青森県災害対策本部等における運航調整、情報収集・伝達、航空機運用等に係る情報収集等
- (4) 飛行場外離着陸場等の安全管理等
- (5) 航空機の運航補助（防災ヘリへの搭乗は除く。）
- (6) その他隊長が必要と認める事項

#### (派遣期間)

第6条 航空支援員の派遣期間は、第3条第1項の規定に基づいて知事が派遣消防機関に対して要請したときから、知事が派遣終了を決定するまでの期間とする。

#### (服 務)

第7条 航空支援員の服務は、当該航空支援員の属する市町又は一部事務組合の関係規程を適用する。

#### (訓 練)

第8条 航空支援員候補者は、技量維持等を図るため、年に1回以上、青森県防災航空隊が必要と認める訓練に参加するよう努めるものとする。

2 前項の訓練を実施するにあたり、青森県防災航空隊と各消防本部が相互に協力し、円滑な実施に努めるものとする。

#### (経費の負担)

第9条 航空支援員の派遣及び活動に係る経費の負担区分は、次のとおりとする。

##### (1) 県の負担

- ① 県の依頼に応じて旅行した場合の旅費
- ② 時間外勤務手当及び休日勤務手当（時間外勤務手当及び休日勤務手当の算定の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出については、派遣消防機関の関係規程による給料及び青森県関係規程による特殊勤務手当の合計額を基礎として算出する。）等必要となる手当
- ③ 活動に伴い発生した事故の損害の賠償に要する経費（航空支援員の重大な過失等に基づく損害賠償経費については、青森県と当該航空支援員の属する市町又は一部事務組合が協議して負担割合を決定する。）

##### (2) 派遣消防機関の負担

- ① 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の給与等
- ② 公務災害補償に要する経費

#### (公務災害補償)

第10条 航空支援員の公務災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによるものとする。この場合、知事からの報告に基づき、認定請求手続き及び補償費受給手続き等は派遣消防機関が行うものとする。

2 航空支援員に係る地方公務員災害補償基金負担金は、派遣消防機関が負担するものとする。

#### (事務の所管)

第11条 航空支援員の派遣に係る事務は、センターが所管する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに知事又は派遣消防機関のいずれかから特段の申し出がない限り、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、知事及び派遣消防機関が協議して定めるものとする。

平成24年8月20日締結

令和 年 月 日

青森県知事 殿

消防本部名 \_\_\_\_\_

## 航空支援員候補者名簿

No.	候補者氏名	防災航空隊 任満了年度	勤務公署名	勤務公署 所在地
1				
2				
3				
4				
5				
6				

青 防 第 号  
令和 年 月 日

(関係市町長又は一部事務組合管理者) 殿

青森県知事 ○○ ○○

### 航空支援員の派遣について（要請）

大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定第3条第1項の規定に基づき、下記により航空支援員の派遣を要請します。

#### 記

派遣予定期間	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 令和 年 月 日 ( ) 時 分まで
要請する 航空支援員の人数	
要請理由	
活動内容	
参集場所	
その他 参考事項	

担 当 青森県防災航空センター  
電 話 017-729-0355  
FAX 017-729-0377

文 書 番 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

(関係市町長又は一部事務組合管理者)

## 航空支援員の派遣について（報告）

大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、派遣する航空支援員を決定したので下記のとおり報告します。

記

派遣予定期間	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 令和 年 月 日 ( ) 時 分まで
派遣する 航空支援員の氏名	
その他 参考事項	

担 当 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

## 10 救急活動における防災ヘリとドクターヘリの基本的運航指針

(趣 旨)

第1 この指針は、青森県防災ヘリコプター（青森県が所有する防災活動用ヘリコプター。以下「防災ヘリ」という。）と、青森県ドクターヘリ（青森県が運航会社に運航を委託し、運航会社が所有する救急医療用ヘリコプター。以下「ドクターヘリ」という。）の運航に関し、その活動内容が重複する救急活動における基本的な運航の考え方を定めるものである。

(役割分担)

第2 救急活動における防災ヘリとドクターヘリの基本的な運航の考え方は、防災ヘリ、ドクターヘリそれぞれの能力・特性等を考慮し、次のとおりとする。

ただし、個別の案件に関し他方に対する要請を妨げるものではない。

- (1) 救急現場への出場は、ドクターヘリが第一義的に対応し、ドクターヘリが対応できず、かつ、防災ヘリの運航条件が整った場合、防災ヘリが対応するものとする。
- (2) 病院、診療所等（以下「搬送元病院等」という。）から他の病院等（以下「搬送先病院等」という。）へのヘリコプターによる搬送（以下「転院搬送」という。）のうち、救急患者を受け入れた搬送元病院等から搬送先病院等への搬送は、ドクターヘリが第一義的に対応し、ドクターヘリが対応できず、かつ、防災ヘリの運航条件が整った場合、防災ヘリが対応するものとする。
- (3) 転院搬送のうち、搬送元病院等において医師の管理下にある者の搬送先病院等への搬送は、防災ヘリが第一義的に対応し、防災ヘリが対応できず、かつ、ドクターヘリの運航条件が整った場合、ドクターヘリが対応するものとする。
- (4) 転院搬送のうち、周産期医療に係るものについては、新生児の搬送用保育器の搭載が許可されているドクターヘリ（以下「保育器搭載ドクターヘリ」という。）が第一義的に対応するものとし、保育器搭載ドクターヘリが対応できず、かつ、防災ヘリの運航条件が整った場合には、防災ヘリが対応するものとする。
- (5) 転院搬送のうち、搬送先病院等が県外であるなど長距離のものについては、防災ヘリが第一義的に対応し、防災ヘリが対応できず、かつ、ドクターヘリの運航条件が整った場合、ドクターヘリが対応するものとする。

(相互補完)

第3 防災ヘリとドクターヘリは、他方が対応できない場合には、相互に補完しあうことを基本とする。

(要請先の判断を行う者)

第4 防災ヘリ、ドクターヘリいずれの運航を要請するか判断は、第2に定める役割分担を勘案しつつ、現場の医師または消防本部が行うものとする。

(その他)

第5 この基本的運航指針に定めのない事案または疑義を生じた場合には、関係者が協議するものとする。

(別表1) 防災ヘリとドクターヘリの比較

(別表2) 救急活動における役割分担

(平成21年12月22日 作成)

E-47

(平成26年 9月 5日 改正)

(別表1)

防災ヘリとドクターヘリの比較

区分	防災ヘリ 	ドクターヘリ 	摘要
型式	ベル式 412EPI	ユーロコプター式 EC135	
搭乗人員	最大15名	最大6名	操縦要員含む。
航続時間	2時間24分	1時間20分程度	搭乗人数等の変動があります。
使用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策活動</li> <li>・火災防御活動</li> <li>・救助活動</li> <li>・<b>救急活動</b> その他</li> </ul>	もっぱら救急活動	
救急活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急現場への出動</li> <li>・緊急を要し長距離移動を伴う<b>病院間搬送</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急現場への出動</li> <li>・<b>病院間搬送</b></li> </ul>	
医療用装備等	必要に応じ架装(10分程度)運航状況確認に20～30分を要す	常時積載	
医師の搭乗	要ピックアップ	常時搭乗(基地病院で待機)	
離着陸場	96箇所(R4現在)	599箇所(H26.7.31現在)	
運航(受託)会社	中日本航空(株)	中日本航空(株)	
運航時間	日の出から日没まで	午前8時30分～午後5時まで。ただし、午後5時前に日没する場合には、日没前まで。	有視界(VFR)

(別表2)

### 救急活動における役割分担

○救急活動における防災ヘリとドクターヘリの基本的運航指針

#### 第2 役割分担

救急活動における防災ヘリとドクターヘリの基本的な運航の考え方は、防災ヘリ、ドクターヘリそれぞれの能力・特性等を考慮し、次のとおりとする。

ただし、個別の案件に関し他方に対する要請を妨げるものではない。

ミッション		防災ヘリ	ドクターヘリ	摘要
救急現場への出動		○	◎	ドクターヘリ優先
転院搬送	救急患者受入病院からの搬送	○	◎	ドクターヘリ優先
	救急患者以外の搬送(医師の管理下にある患者)	◎	(*1)○	防災ヘリ優先
	周産期に係る搬送	○	◎	ドクターヘリ優先
	長距離搬送(県外等)	○	(*2)○	防災ヘリ優先

※1 「◎」は第一義的に対応、「○」は他方が対応できないときに対応

(\*1): 当該事例の場合、搬送元病院等の医師や家族が同乗することが想定されるが、ドクターヘリの定員等を考慮した場合、対応困難が予想されるため、防災ヘリを優先

(\*2): ドクターヘリは航続距離が短いことから、防災ヘリを優先

#### 第3 相互補完

防災ヘリとドクターヘリは、他方が対応できない場合には、相互に補完しあうことを基本とする。